

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (10月28日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第46号の上程、説明、質疑、委員会付託	5
議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
日程の追加	13
議案第46号及び議案第47号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	13
閉会の宣告	15
署名議員	16

平成 2 5 年第 7 回臨時会会議録
 (会期日程表)

開会 平成25年10月28日
 会期 1 日間
 閉会 平成25年10月28日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
10月28日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第46号及び第47号質疑、経済建設常任委員会付託
		委員会	午前10時20分	議案第46号及び第47号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		本会議	午前10時50分	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1 日間 本会議日数 1 日間 委員会日数 1 日間

平成25年第7回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成25年10月28日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成25年10月28日 午前10時00分)

閉 会 (平成25年10月28日 午前11時44分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 企画観光課長 山 城 均

副 村 長 山 城 清 臣 建設環境課長 大 嶺 実

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案第46号	村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更について	提案説明 質疑～付託
5	議案第47号	結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約の変更について	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第46号	村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
2	議案第47号	結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成25年第7回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番 前田 孝議員及び7番 安里重和議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎議案第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第4 議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。
第7回大宜味村議会臨時会、全議員のもとで審議できますことに対しまして心から感謝を申し上げます。
それでは議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更について
平成25年1月30日に締結した村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1	既契約金額	金	6,982万5,000円
2	増額	金	543万5,850円
3	合計変更契約金額	金	7,526万 850円

平成25年10月28日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

頭部アンカー工の型式変更と追加工事に伴い、増額変更の必要があり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは議案第46号の補足説明をさせていただきます。

村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約について。

今回の主な変更内容は、施工時にボーリング及び基本試験を行った結果、抑止工、地下水排除工、仮設工に変更が生じたものであります。グラウンドアンカータイプの変更を県との協議に多大な時間を要したため、工期変更が必要になったので、あわせて工期変更を行います。

変更工事の概要。工事名、村道大宜味線災害復旧工事（1工区）。主な変更工種は、①抑止工、グラウンドアンカータイプの変更。引っ張り型から荷重分散型への変更になり、それに伴い削孔径90ミリから115ミリ、定着長6メートルから9メートル、打設角45度から30度に変更しております。②地下水排除工、当初予定していた排水施設設置工法が現場と異なり、設置工法を変更しております。③仮設工、仮設排水工、高密度ポリエチレン管を追加しております。

再度、抑止工のグラウンドアンカータイプの変更につきまして詳しく説明を行いたいと思います。当初の設計において、土質ボーリングの調査から引っ張り型アンカータイプの安定確保が可能だと判断して行いましたが、施工時に確認ボーリング及び基本試験を行った結果、周辺摩擦抵抗値が当初の設計値以下のため、再設計をした結果、アンカータイプ引っ張り型から荷重分散型へ変更になりました。理由は、当初のままの引っ張り型のタイプのアンカーで行いますと支持層が深くなり、また定着長も長くなることで工事費が割高になることから、他のアンカータイプを検討した結果、引っ張り型と違い、荷重の局部集中が避けられる特徴があることを踏まえ、試験結果からも周辺摩擦抵抗値に適した点や経済的に考慮し、荷重分散型タイプに変更しております。本工事のグラウンドアンカータイプの役割は道路側面に鋼材を打ち込み、それを支えるアンカーを水底滑り線の外部の強度の高い地盤まで挿入させ、定着させ、土圧や活荷重の抵抗を抑える役割でございます。

続きまして、工期の変更。履行期限を平成25年10月31日から平成26年1月31日に変更しております。度重なる工期変更で地域住民や関係者に対し御迷惑をかけますが、一日も早い竣工を目指して精いっぱい頑張っていくつもりでございます。どうぞ御理解よろしくをお願いいたします。

なお、変更平面図等を添付しておりますので、御参照してください。

以上で補足説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは、ちょっとお伺いしたいと思います。

先ほど説明の中で引っ張り型からグラウンドアンカータイプへ変更すると。そしてこの引っ張り型は費用が重なるという説明がございました。これとアンカータイプへ変更しても安全面からすると、費用がかかる引っ張り型が適当であるのかどうか。またはグラウンドアンカータイプが適当であるのかどうかというようなことがあると思うんですが、皆さん方の判断の中でそういうふうな変更があったんだろうと思うんですが、この引っ張り型の費用がかかるにしても、安全面ではどうなのかということをお伺いしたいと思います。

またなお、先ほども説明がありましたように、工期が、これまでも何度も変更されておりました、今回1月31日までという変更になっております。大変難航した工事であるということは承知しておりますが、先ほども説明がありましたように、これが一日も早く開通を目指して、安全で安心に通れるような道路をつくってもらいたいわけですが、そこら辺を今後、また工期が変更なるとか、延長するとか、そういうことがないのかどうかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 平良嗣男議員の御質疑にお答えします。

当初では引っ張り型のアンカーで予定しておりましたが、周辺摩擦抵抗値が設計値の以下になったため、検討した結果、分散型のタイプのほうに変更しております。それはなぜかといいますと、引っ張り型は局部集中で1つの部分に対して引っ張りを荷重するんですが、分散荷重型は二段構えで分散に荷重に耐えられるようにしております。それは検討もこれに関して多大な時間を要したんです。要するに引っ張り型にするともっと支持層まで深くなることや、工事費が高くなります。分散型はコストは安くなるんですけども、安全面にも考慮されていますかということですけども、これも安全面も最大限に考慮して分散型に変更して、県との協議に了承を得ています。その協議に結構時間を要したため、工期の変更となっております。今後、また工期の変更があるのかということなんですけれども、今後の工程は、実際に足場を組んでドリルマシンを使って、現場から穴掘ってやりますけれども、実際に現場を掘らないと、今回45本アンカーを打つんですけども、実際にアンカーをドリルで打つんですけども、多少の、工期がまた延びるのかというのは、今、正直言って約束できない部分もあるんです。なぜかといいますと、土の中は目に見えない部分がありまして、やっぱりやりながらじゃないとわからない部分がありますが、でも今の限りでは工期に変更のないように最大限努力はしますけれども、また再度の工期変更になるかというのはちょっと約束できない部分がありますので、一応頑張って1月31日までに完成させて、地域住民のほうに、生活を不便なされている方に早く工事を完成していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今回の工事の工期も、これは工事をやる中でしかわからないと思うんですが、確かに今の説明があったように、私、この間見てきました。そうすると今、足場を組んでちゃんとやっております。そこから新たな工事が始まるんだろうと思うんですが、今の工期が約束できないということは、私が前の課長の場合にも一般質問で申し上げましたが、その地層というのは、あれは埋土でありますからね、あの部分は、7メートルから8メートルぐらいの下までヘドロ状態であるというような状況が前の調査員から確認して、私、聞いておりましたので、そこら辺の影響はあるだろうと思っている

んですが、そういうところをちゃんとやらないとまた沈下するというような状況があるので、そこら辺は大変御苦勞なさるでしょうけれども、請け負った皆さん方といろいろと、皆さん方も現場確認しながら、すばらしい安全面を考えながら、今後安心して通れるような道路をつくってもらいたいというふうに希望して終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第47号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第47号 結の浜公園整備土木工事（その2）請負契約の変更について平成25年3月28日に締結した結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1	既契約金額	金	8,190万円
2	増 額	金	399万4,200円
3	合計変更契約金額	金	8,589万4,200円

平成25年10月28日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

転落防止柵及び階段工の追加工事に伴い、増額変更の必要があり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは議案第47号の補足説明をさせていただきます。

結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約の変更について。

今回の主な変更内容は、公園整備工事のうち南側築山の法肩及び法面に安全対策として、転落防止柵及び階段工の追加工事を行うものであります。転落防止柵及び階段工の追加工事に伴い資材確保に2カ月間の日数が必要なため、あわせて工期変更を行います。

変更工事の概要。工事名、結の浜公園整備土木工事（その2）。主な変更工種は、①雨水排水工、集水桝の追加。②安全休養施設工、転落防止柵と擬木階段工の追加。③作業土工、床掘、埋め戻し、残土処理の追加。工期変更、履行期限を平成25年11月30日から平成26年1月15日に変更しております。

なお、変更平面図等を添付しておりますので、御参照していただきたいと思ひます。

以上で補足説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど説明がありました提案理由の中で、転落防止柵及び階段工の追加工事に伴い増額変更の必要があるという文言がありますが、1つお聞きしたいんですが、転落防止または階段工の追加ということがあるんですけれども、当初皆さん方設計ができ上がった場合に、そこら辺の設計を見た段階で、その状況が本当にいいのかどうか。これから見ると、設計士に任せっぱなしのものじゃないかというふうにはしか見えない。実際、そこを研究してやってきたのかどうか。これが追加ということは、でき上がってからしかわからないというようなことではおかしいんじゃないかと思うんですけども。危険防止のために結局階段をつくるわけでしょう。これが当初からの設計を見て、皆さんが感じなかったのかどうか。そういうところが業務する中でケンケン確認というのがされていなかったんじゃないかということが、今の説明の中からいくと思うわけです。そこでどうなのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 平良嗣男議員の御質疑にお答えします。

安全対策として転落防止柵と階段工を追加しておりますけれども、当初は、そこに、築山の上のほうに遊具のトランポリンが入る予定でございます。そこから子供たちが遊んで、そこを飛び越えて斜面に落ちるということで、傾斜があるんですけれども、昔、私なんかはよく野原で滑り台がわりに遊んだ経験があると思うんですけれども、十分に子供なんかはこうして、斜面を利用して転がってですね、滑り台を利用して遊ぶという想定でやっていたんですけれども、現場確認したら、やはりそこから転がって落ちて、頭でも打ったら、安全対策にちょっと考慮されていないんじゃないかということで、現場を見ないと気がつかないというのもありましてですね、それで安全対策として転落防止柵を追加しております。

階段工に関しては、2カ所からですね、トランポリンのほうに上がれるようにということで、階段工を設置しております。要するに設計書、コンサルタントから成果品を受け取って、役場のチェック体制はどうなっているかということなんですけれども、本来でしたら役所が全部の図面等を把握して、本当に問題ないかということで再度確認してからの発注だと思んですが、細かい点まで行き届かなかったことは、素直に言って、それは申しわけないなと思っております。今後、こういうことがないように、内部のチェック体制も含めて強化していきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 確かに、業務多忙でいろいろあろうかと思ひますが、これは、これだけのいろんな工事を発注する中においては、皆さん方に設計を依頼して、これから担当課で、これは担当課を中心にもちろんやらないといけないことであって、その中で村長、副村長もいらっしゃるわけだから、そこら辺の中ででき上がったものが、本当に安全で、安心して使えるような場所であるのかどうかというのは、そこら辺は点検していかないと、事故があつてからではまずいわけで、これは責任というのは行政にかかわることである。そのために今回、現場を見て新たにやるということで、これはいいでしょう。だけど、今後の、やはり追加追加というのは、工事を出す前に、ちゃんとしたこれは行政としての

業務を行ってもらいたいというようなことを希望して終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 本議案については、経済建設委員会に付託される予定になっていまして、私は総務委員なものですから、委員会審査に加われないので、ちょっと確認だけしておきたいと思います。

先ほど課長の提案説明の中では、追加工事に伴う資材確保に約2カ月の期間を要するので工期の変更だというお話もございました。しかしこの工事設計変更協議書の2回目のものを見ますと、工期は46日間の延長しかないんですが、その2カ月と46日間の問題をちょっと説明いただけますか。変更協議書の中では46日間と延長あるんですよ。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 添付資料の工事設計変更協議書の中では、当初11月30日から履行期限1月15日で、46日間の増になっておりますが、議案の説明資料では2カ月間の資材確保が必要ということなんですが、これは工事を進めながらの2カ月必要ということですので御理解いただきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私も質疑、平良嗣男議員、前田 孝議員と全く同じような質疑ではありますが、まずこの工事について、もう当初からこの工事に関しては不可解な契約のやり方で、こんな8,000万円もする請負金額を工期1日で設定したり、またすぐ変更契約してですね、この工期を11月まで約7カ月も延ばしたと。本当にこの工事内容において、この7カ月間もやる工事だったのか、まずその辺をひとつお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 当初、7カ月間要するということなんですけれども、7カ月間、その当時は必要だということで、7カ月間の工期を設定しておりました。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ちょっと答弁聞こえにくかったんですが、本当に見ると、このぐらいの工事を本当に7カ月間で、今、よく、私もこの辺よく通ってみていたんですが、4月なっても始まらない、5月になっても始まらない、なかなか工事が実施されないものだから、何か理由があるのかなというふうに1つ疑問に思っていたんですね。これはすぐ実施、契約して変更してやればできるものじゃないか。例えば簡単な問題で、工期は例えば、これ見たら何カ月からできる、7カ月じゃなくて、もっと短縮できると思うんです。短縮した場合の請負契約金額に対してもちょっともう少し削減できるんじゃないかと。そういうふうに1点は思います。そして、今、私が一番これ見て、設計書見て、提案理由を見て、転落防止、こっちは子供広場ですよ、これは最初歩きながら見て、これは何ができるんだろうと最初思いましたよ。あの擁壁、コンクリート、現場、流し込みですぐ、あれは2メートルぐらいありますか。多分2メートルぐらいあったと思います。何ができるのかなと思って興味津々に見ていたんですが、まさかこっちでトランポリンができるというのは頭にありませんでした。なおさら、これはトランポリンというと、本当にこの危険防止柵というのは、設計書できてから思いついたということは、本当に間違いじゃないかと思うんですけれども、これは当初からこういうふうに計画があったのか。これは誰が見

でも子供広場にこういった2メートルぐらいの擁壁をつくって、その上に遊ぶトランポリンをつくる。転落防止の何もない。本当にこれ、何の安全の面から関しても何の策も本当に頭に浮かばなくて、7カ月後にやっとわかったのか。これが提案理由にこんな転落防止柵施工追加工事ということで書かれているので、これは大変なこれ私は失態じゃないかと思えますよ、これ。設計やっている段階で。だからもう少し、この結の浜の公園整備事業計画においても、本当にどういうふうに計画して、どういうふうにやっていくかということ、本当に十分な議論をされているのか。これはなぜかという、9月に補正も電柱の移転に関しても、こういったもの連携しておけば、じゃあこれ公園ができれば、こっちに電柱があったら、これ邪魔なるなどだれでもわかるわけですよ、計画していく段階で。これまた公園できるから、じゃあ、電柱も移動しないといけないということで、幾らかのお金もまた追加する。当初の、最初の計画の段階において、本当にこの結の浜の公園整備事業においての十分な議論をされてやられているのか。もうこれを見ると、いろんな最近の変更、変更のあれを見てみると、もう先駆けすぐ大ざっぱに、何もただこうやりましょうということで余り深く検討もしないで、早目に進めていくような感じにしか見えないわけなんです。そういうことは、これ公園の事業をする前に、本当に十分計画されていたのか。子供広場という認識もあってこういう設計をしたのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 大城議員の質疑にお答えします。

先ほどの子供のエリアのところですね、後からトランポリンが入るんですけども、それも一緒に、滑り台も併用するんですけども、やはり当初からここに、先ほども説明したんですけども、転落防止柵が当初から必要あったんじゃないかということなんですけれども、そのあたりですね、最初から、前に説明したとおり、反対斜面のほうに自然型の滑り台という、併用でやりたいという思いがあって、転落防止柵というのは全く頭になくて、やはり現場を進めている間に転落防止柵が必要ということで判断して追加しておりますけれども、全体的な流れに、工期にこれだけ要したのはなぜかということなんですけれども、最初の段階から、まず今回の工事が1工区と2工区、2工区に分かれて発注しておりますけれども、遊具関係も、それに工程とかのいろいろダブったりする部分もありましてですね、そのあたりの調整とかも時間を要したし、それとまた先ほど言った電柱の移転も工事の影響に、正直言って影響しております。本来でしたら、全体的な流れも把握した上で工事の進め方をやるべきだったところなんですけれども、少しそのあたりが、落ち度があったというのは、それは認めないといけないなと思っておりますので、今後ですね、このようなことがないように、ほかの課も連携し合って、十分に把握して事業に取り組みたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひですね、この計画そのものは本当に、大宜味村では初めてのこういった施設でありますので、こういう計画は私も大賛成ですので、ぜひみんなが、村民が、子供たちが安全で楽しく遊べるような施設ができて、大変うれしく思います。今後もこういった施設に関して、ぜひ庁舎内でも、本当にやっていく中で、十分これでいいのか。もう少し議論を重ねて、先走りみたいな感じじゃなくて、じっくり検討して、立派な施設ができることを願って終わりたいんですが、まだはっきりしないのが工期の問題、本当にこの7カ月間またさらに延長、9カ月間になるわけなんですよね。これぐらいの期間の本当に事業なのか、もう少し、さっきははっきり聞こえなかったものですから、これぐらい

じゃないとできなかったのか。その辺をもう少し詳しく伝えてください。

あと最後に村長にも、こういった本当にすばらしい施設をつくる中で、もう少し庁舎内でも活用、いろんな計画をする前に課長なども全部集まって話が出ると思うので、本当に各自の議論もたくさん踏まえて、本当にいい施設ができるための議論を十分やってほしいと思いますが、その辺をまた村長ひとつ答弁して終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 大城議員の質疑にお答えします。

今回の請負額が、当初は6,982万5,000円でございます。それが7カ月間の工期を設定しておりました。これが標準工期であるかということなんですけれども、金額だけでは一概と言えないと思うんですよ、工期の設定につきましては。例えば1,000万円未満の工事で地形条件とか、周辺の条件とかもいろいろあります。工種が多岐にわたって、大きな工種がある場合には、金額が1,000万円だからといって、工期が1カ月、2カ月で終わるものものではない部分もたくさんあります。金額だけで判断するのもあるだろうし、現場のどういった工事なのか、そのあたりも判断して、今回の工事は7カ月だと適正だということ判断しております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 総合的計画と電柱の移転の話もあつたんですが、やはりそのあたりはちゃんとした計画があればできたんだろうと思うんですが、今回の公園の計画が結の浜の公園の計画が一括交付金を使ってやろうということもあって、そこに入ってきております。そういうことで確かに総合的に道路等の計画と整合性はどうかというのも疑問に感じる場所もあつたと思います。そういうことで電柱の移転等も出てきたと思うんですが、財政的に本当に一括交付金を使えば有利ということで今回入っております。その中で、この運動公園ですね、プロポーザル方式でやっております。まずそういうこともあって、この設計者、提案者のほうから上がってきたものをこの検討委員会で検討した結果、それを採用しようということで今回2社を選択したんですが、そのうちの1社のものが今変更しなければいけないという形になっております。その中で説明、あるいは提案する中でもそういう安全面についてはどうかという意見等もあつたんですが、そのあたりは設計者が大丈夫ということもあって、計画は上がってきております。それを尊重する上での設計ができ上がってきたんですが、現在の見た感じでどうしても変更しなければいけないということがあつたと思います。プロポーザル、設計者の思いもあるものですから、そのあたりを尊重してきた設計になってきたということを理解してもらいたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 担当課長とか総務課長から説明があつたところでございます。先ほど大城議員から指摘のあつた、あるいは嗣男議員からも御指摘がありました。実施に当たっては内容をしっかり議論してくれよということでございますが、今回の経験は無駄にしないで、それを生かしながらしっかり検討していきたい。私もプロポーザルで、2社のものということがありましたが、その図面もちょっと話し合いはしたんですけれども、やっぱりそういう抜けが出てきているなということがございますので、先ほど御指摘のとおりのはしっかり進めていきたいと、考えていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第47号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約の変更については、経済建設常任委員会に付託します。

○ 議長（金城 勇） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時41分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時36分）

◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更について及び議案第47号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約の変更についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更について及び議案第47号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更について及び議案第47号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第46号及び議案第47号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第1 議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更について及び追加日程第2 議案第47号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約の変更についてを一括議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第132号

平成25年10月28日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第46号	村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更について	可決 全会一致
議案第47号	結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約の変更について	可決 全会一致

（宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ **経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳）** ただいま議題となりました議案第46号及び議案第47号の2件について、経済建設常任委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、建設環境課長及び企画観光課長の出席を求め、10月28日に午前10時20分からの開会時間を30分繰り下げて午前10時50分から審査をいたしました。

まず、議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更についてを報告いたします。

本件は、平成25年第1回臨時会で可決された案件で、頭部アンカー工の型式変更と追加工事による増額と工期の変更で、増額金額は543万5,850円で、合計変更契約金額は7,526万850円となっており、工期の期限は平成26年1月31日となっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第47号 結の浜公園整備土木工事（その2）の請負契約の変更についてを報告いたします。

本件は、平成25年第3回臨時議会で可決された案件で、追加工種に伴う増額と工期の変更で、増額金額は399万4,200円で、合計変更契約金額は8,589万4,200円となっており、工期の期限は平成26年1月15日となっております。

なお、本件について質疑はなかったものの、討論があり、その内容は工事において変更があることは理解できるが、今回の場合は安全面での変更になっており、当初の計画の中で状況を確認すべきことであり、今後このようなことがないように行政全体での確認を確実に行っていただきたいとの討論でした。

本件については、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事（1工区）の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第46号 村道大宜味線災害復旧工事(1工区)の請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第47号 結の浜公園整備土木工事(その2)の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号 結の浜公園整備土木工事(その2)の請負契約の変更についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 結の浜公園整備土木工事(その2)の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第47号 結の浜公園整備土木工事(その2)の請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第7回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前11時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員